

令和7年度介護保険施設等管理者研修会（集団指導）

高齢者の権利擁護について

茨城県保健医療部
健康推進課

目次

- ▶ **1 高齢者虐待防止法の基本**
- ▶ **2 高齢者虐待の現状**
～養介護施設従事者等による高齢者虐待を中心に～

目次

- ▶ **1 高齢者虐待防止法の基本**
- ▶ **2 高齢者虐待の現状**
～養介護施設従事者等による高齢者虐待を中心に～

高齡者虐待防止法の目的

(目的)

第1条 この法律は、高齡者に対する虐待が深刻な状況にあり、**高齡者の尊厳の保持**にとって高齡者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齡者虐待の防止等に関する国等の責務、高齡者虐待を受けた高齡者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齡者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齡者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**高齡者の権利利益の擁護に資する**ことを目的とする。

要介護施設従事者等による虐待

高齢者虐待防止法の定義

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び**養介護施設従事者等**による高齢者虐待をいう。

↓
老人福祉法・介護保険法に定める要介護施設・事業所の業務に従事する者（同条第5項）

施設・事業所の責務

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、

- ① **養介護施設従事者等の研修の実施**
- ② 当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける**高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備**
- ③ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

高齢者虐待の定義

法第2条第5項

項目	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

早期発見と通報①

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 **養介護施設、**病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。**

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する**養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

■ 早期発見と通報②

○ 守秘義務との関係

→ 通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない。

第21条

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による**通報**（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

○ 不利益取扱いの禁止

7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

身体拘束禁止

身体拘束 = 本人の行動の自由を制限すること

介護保険法及び老人福祉法に基づいた施設等では、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない」と定義しており、身体的拘束等を原則禁止している

■ 身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為(例)

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「緊急やむを得ない」場合と「例外3原則」

三つの要件を本人の尊厳を守るために、切迫性、非代替性、一時性をすべて満たす状態であることを、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で検討、確認し、記録しておくことが求められる。

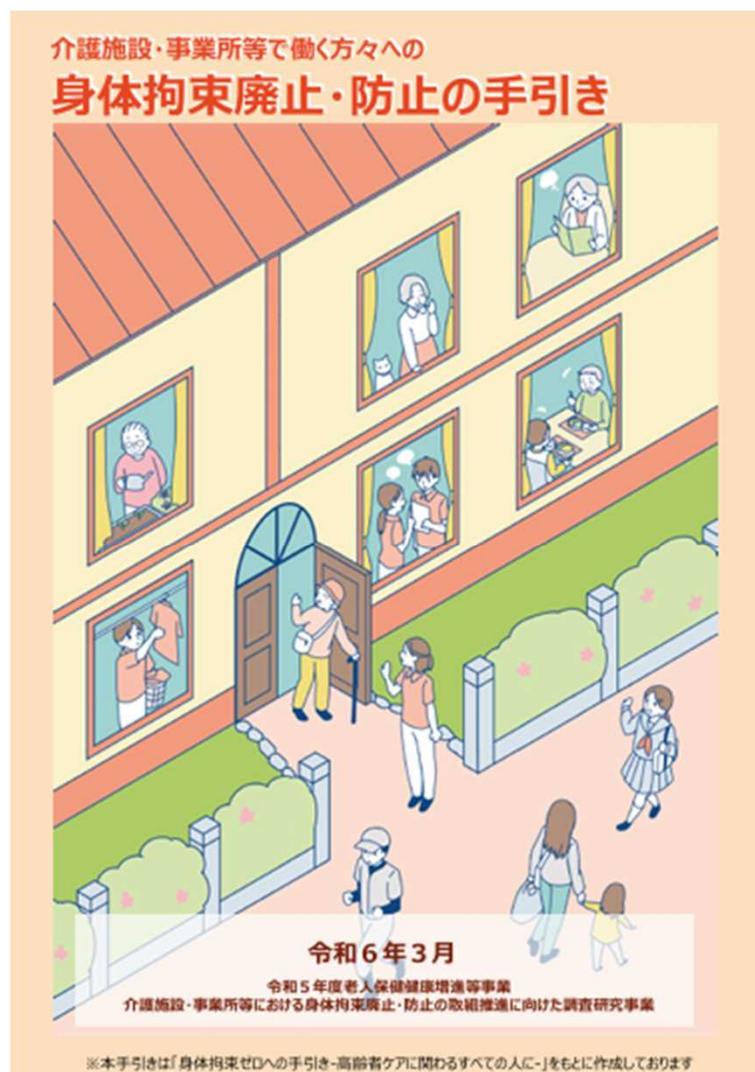


出典：介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束・防止の手引（令和6年3月）

■ 緊急やむを得ない場合に求められる手続き

- ① 本人・家族、本人にかかわる関係者・関係機関全員での検討
- ② 緊急やむを得ない場合の三つの要件と照らし合わせた慎重な検討
- ③ 本人や家族に対する詳細な説明
- ④ 三つの要件の再検討および該当しなくなった場合の解除

【参考】 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束・防止の手引（令和6年3月）



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

目次

- ▶ 1 高齢者虐待防止法の基本
- ▶ 2 高齢者虐待の現状
～養介護施設従事者等による高齢者虐待を中心に～

令和5年度法に基づく対応状況等に関する調査結果(全国)

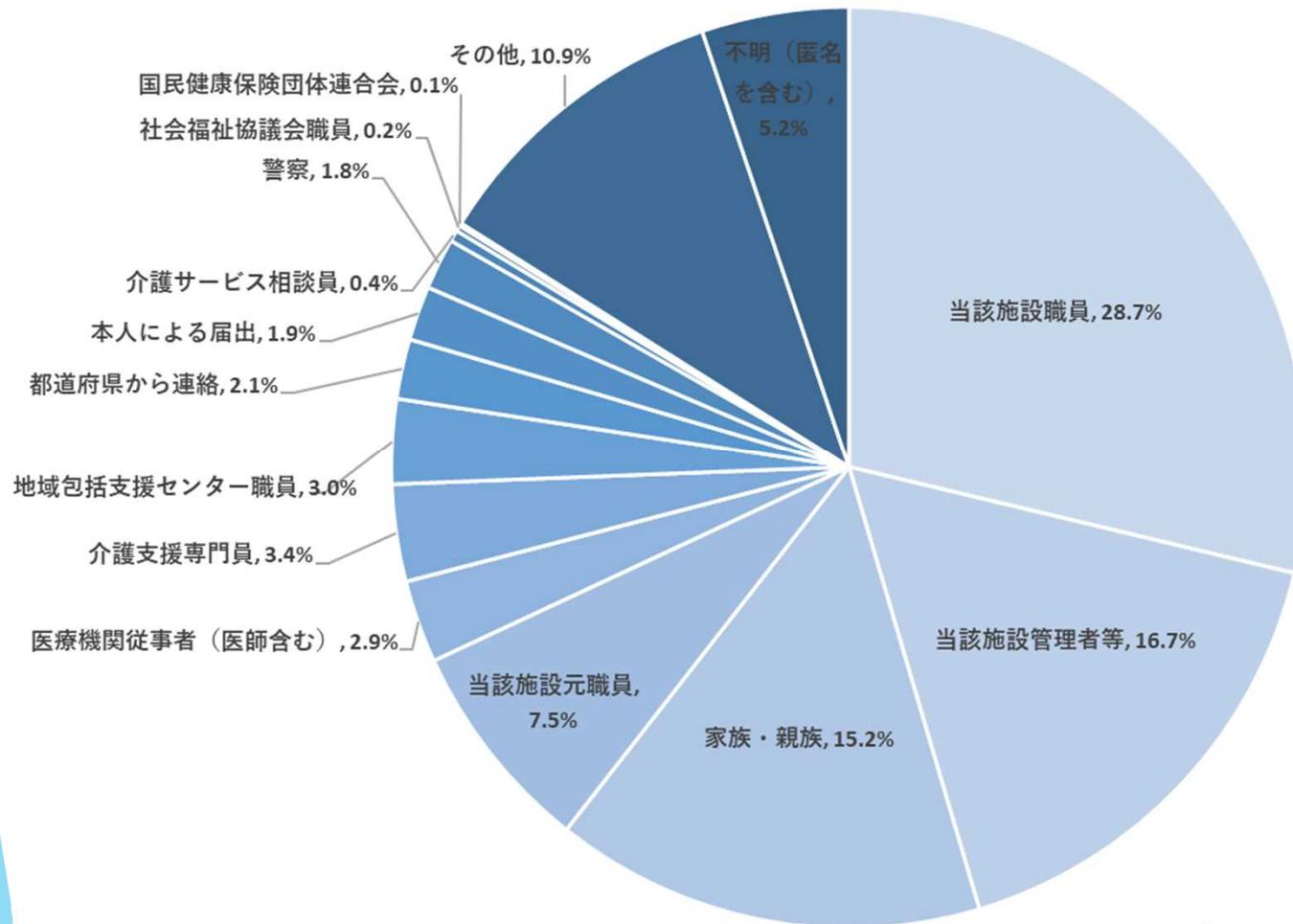
【要介護施設従事者等】

	令和4年度	令和5年度	増減
相談・通報件数	2,795	3,441	646 (23.1%)
虐待の事実が認められた事例件数	856	1,123	267 (31.2%)

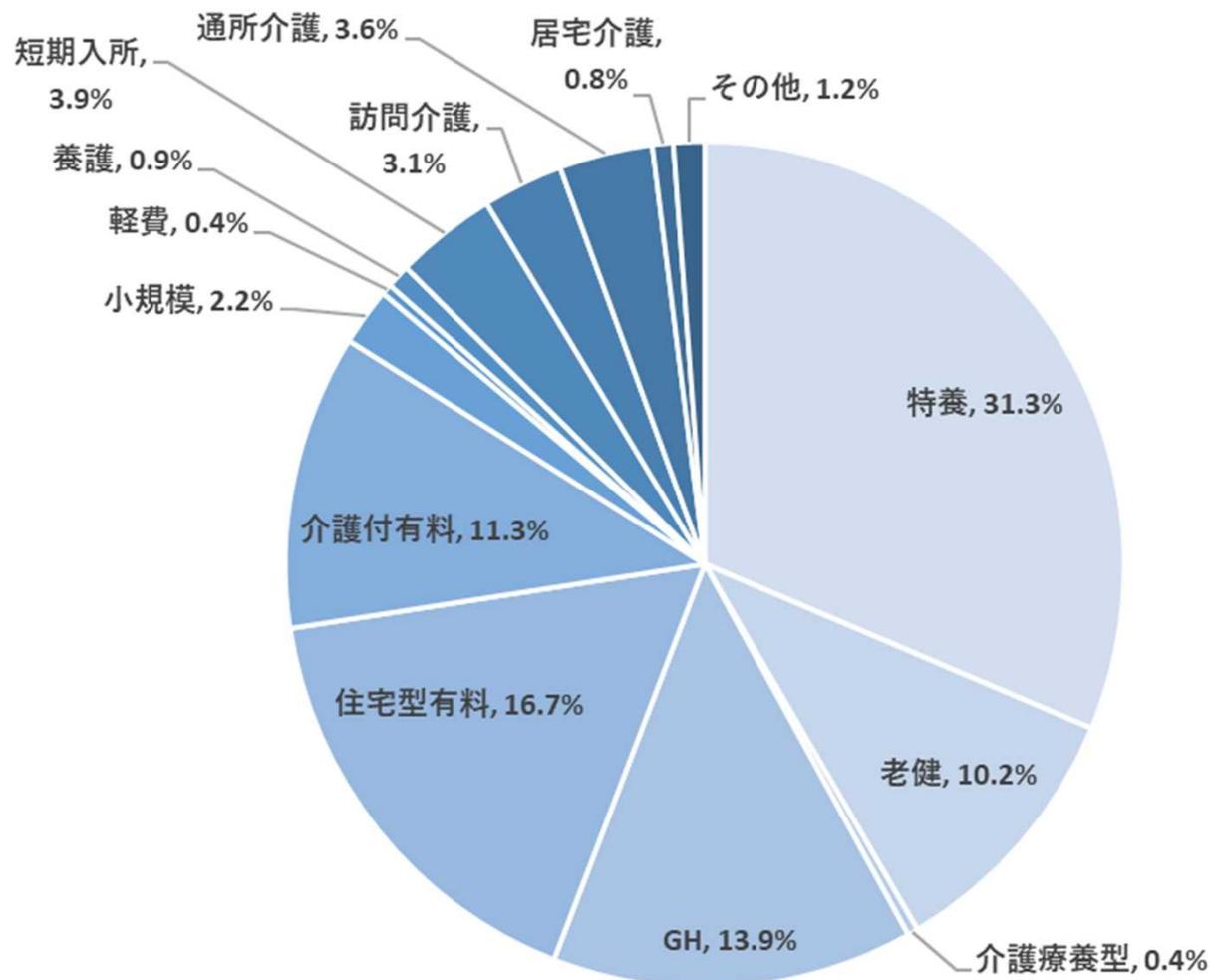
【養護者】

	令和4年度	令和5年度	増減
相談・通報件数	38,291	40,386	2,095 (5.5%)
虐待の事実が認められた事例件数	16,669	17,100	267 (2.6%)

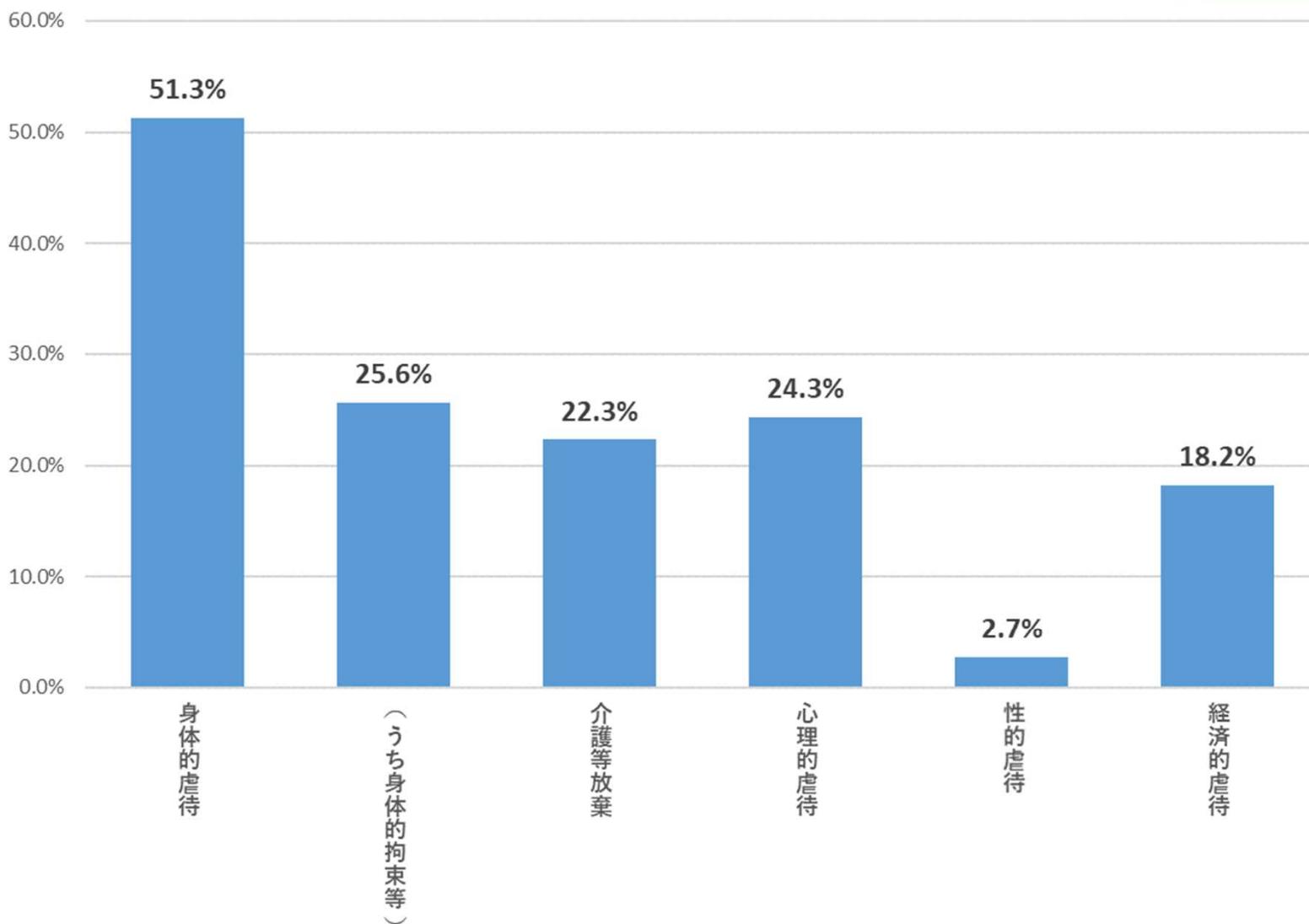
法に基づく対応状況等に関する調査結果① 養介護施設（全国 相談・通報者内訳）



法に基づく対応状況等に関する調査結果② 養介護施設（全国 施設・事業所種別）



法に基づく対応状況等に関する調査結果③ 養介護施設（全国 虐待類型・複数回答）

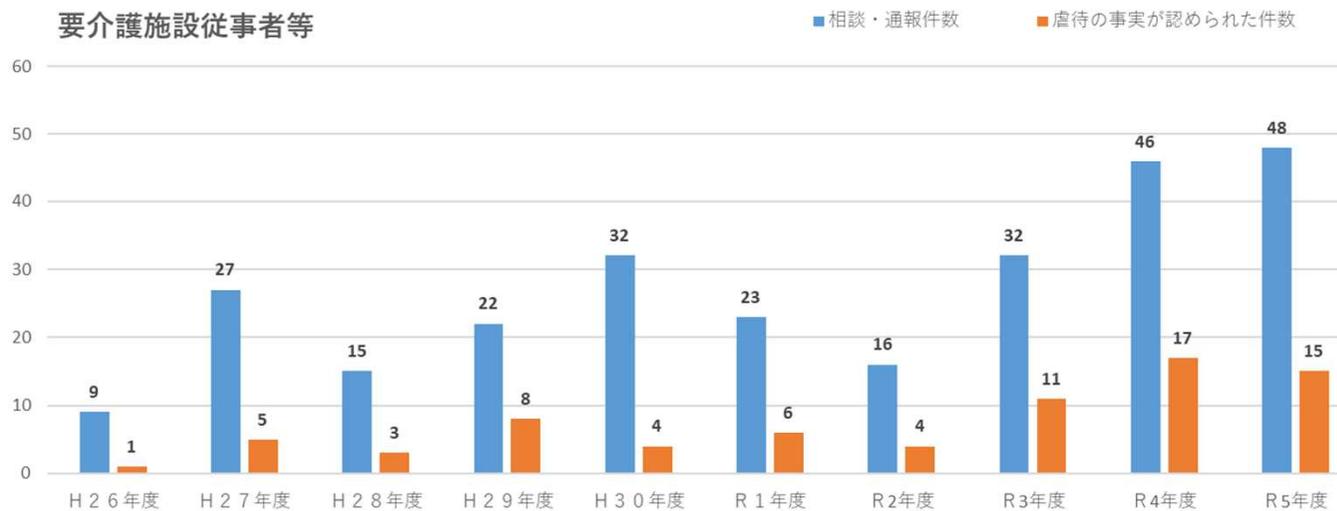
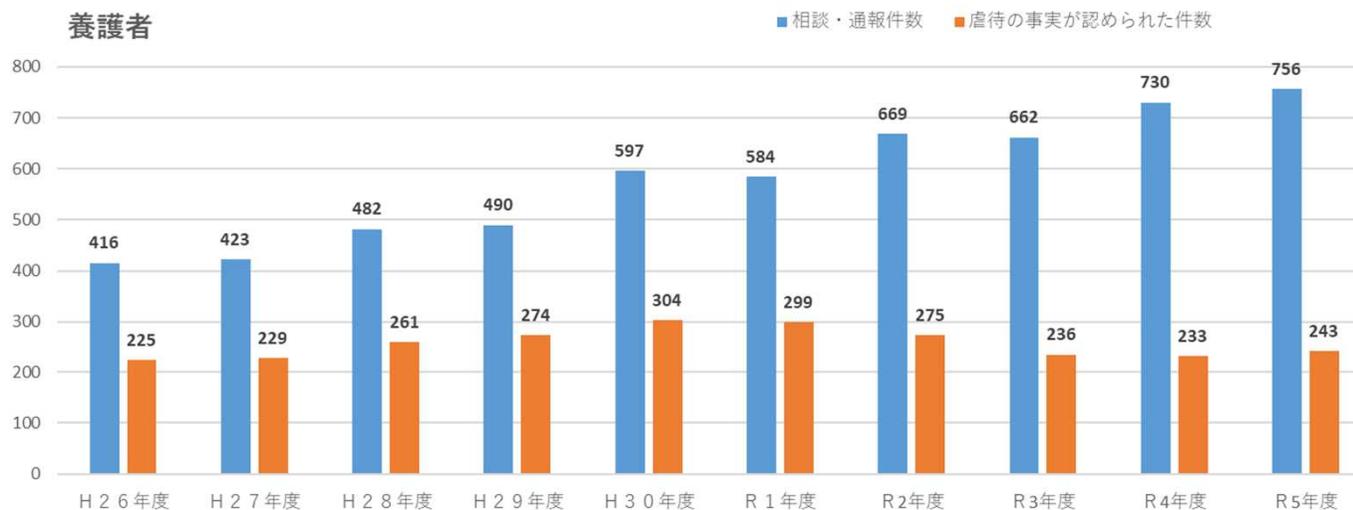


法に基づく対応状況等に関する調査結果④ 養介護施設（全国 発生要因）

内容	件数	割合
職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	867	77.2%
職員のストレスや感情コントロールの問題	763	67.9%
職員の倫理観や理念の欠如	750	66.8%
職員の性格や資質の問題	749	66.7%
職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	714	63.6%
職員の業務負担の大きさ	520	46.3%
待遇への不満	145	12.9%
その他	34	3.0%

※複数回答

法に基づく対応状況等に関する調査結果(茨城県)



養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例（茨城県）

○養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事例（令和5年度）①

No	被虐待者の状況				虐待に対して 取った措置	養介護施設等の種別	虐待を行った 従事者の職種
	性別	年齢階級	要介護度	虐待の種別			
1	女	70～75歳	要介護3	性的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	看護職
2	女	85～89歳	要介護4	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
3	女	80～84歳	要介護5	心理的虐待	改善指導	有料老人ホーム	介護職
4	女	85～89歳 90～94歳	要介護4	身体的虐待 身体的虐待	改善指導	認知症対応型共同生活介護	介護職
5	女	80～84歳 85～89歳 85～89歳	要介護3 要介護4 要介護5	身体的虐待 心理的虐待 身体的虐待・性的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
6	女	80～84歳	要介護3	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
7	女	90～94歳	要介護3	身体的虐待	改善指導	有料老人ホーム	介護職
8	女	80～84歳	要介護3	身体的虐待・介護放棄	改善指導 改善勧告	認知症対応型共同生活介護	介護職
9	男	95～99歳	要介護4	心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
10	女	80～84歳	要介護5	心理的虐待	改善指導	訪問介護	介護職

養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例（茨城県）

○養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事例（令和5年度）②

No	被虐待者の状況				虐待に対して 取った措置	養介護施設等の種別	虐待を行った 従事者の職種
	性別	年齢階級	要介護度	虐待の種別			
11	男	90～94歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
12	女	75～79歳 85～89歳 85～89歳 80～84歳	要介護3 要介護2 要介護5 要介護1	身体的虐待・性的虐待 身体的虐待・心理的虐待 介護放棄・性的虐待 心理的虐待	改善指導 指定の一部停止	認知症対応型共同生活介護	管理者・ 介護職
13	男	85～89歳	要介護5	身体的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
14	女	80～84歳 75～79歳 80～84歳	要介護3 要介護2 要介護2	身体的虐待・心理的虐待 身体的虐待・心理的虐待 心理的虐待	改善指導	認知症対応型共同生活介護	介護職
15	男	80～84歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止①

(1) 管理職・職員の研修, 資質向上

- 各施設内で職員への法制度、介護技術、認知症への理解を深めるための研修
- 職員のストレス対策（メンタルヘルスに配慮した職員面談、怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントに関する研修）
- 虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備

(2) 情報公開

(3) 苦情処理体制

(4) 組織的運営の改善

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止②

▶ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」

→ 令和6年度から全ての介護サービス事業者に高齢者虐待防止体制整備が義務化

- ・ **委員会の開催（定期的な開催）**
- ・ **指針の整備**
- ・ **研修の実施（定期的な開催）**
- ・ **担当者を定めること**

これらが 1つでも未実施の場合：**基本報酬の減算**

茨城県の高齢者権利擁護対策①

1 正しい知識や理解の普及・啓発

- リーフレット等の作成・配布
- 高齢者虐待防止フォーラムの実施等

2 職員の質の向上

- 研修会の実施

3 市町村支援

- 高齢者虐待対応専門職相談支援事業

4 体制づくり

- 高齢者権利擁護対策推進委員会

茨城県の高齢者権利擁護対策②

職員の質の向上

(1) 市町村職員等向け研修

- ・市町村職員等対応力強化研修
委託先：県社会福祉士会

(2) 施設職員向け研修会の実施

- ・看護実務者研修
委託先：県看護協会
- ・権利擁護推進員養成研修
委託先：県老人福祉施設協議会
- ・管理者研修
主催：茨城県長寿福祉課